

●勤務条件等について

身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員
任用期間	令和5年7月上旬（予定）から令和6年3月31日までの間 ※再度の更新について自動的な更新は行いませんが、勤務成績や人事評価が良好な場合、公募によらず再度の任用（上限4回）を行うことがあります。
条件付採用期間	原則1ヶ月（1月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで） ※任用の都度、条件付採用期間があります。
勤務場所	市役所白杵庁舎など
業務内容	別紙を参照してください。
勤務日数及び勤務時間	週5日、1日の勤務時間7時間
時間外労働	業務上必要があるときには時間外労働をしていただく場合があります。
休日	原則 毎週土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇制度等（予定）	市の規則や勤務条件に基づき、年次有給休暇と下記の特別休暇が付与されます。 特別休暇 有給（公民権行使・官公署出頭・現住居滅失等・出勤困難・退勤途上・忌引・結婚・夏期・不妊治療・産前・産後・配偶者出産・育児参加休暇） 無給（保育時間・子の看護・短期介護・介護休暇・介護時間・生理休暇・妊娠疾病・公務傷病・私傷病・ドナー休暇）
報酬額	月額233,000円～ 詳細は別紙を参照してください。
通勤手当	片道2km以上の場合、市の規則に基づき支給します。
期末手当	勤務期間等に応じて10月と4月、各最大1.275月支給します。
給与支給日	各月1日から末日までの勤務実績に応じ、翌月の21日に支給します。
社会保険等	各法令で設けられている加入要件を満たす場合、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険の適用があります。
服務	地方公務員法が適用されます。（服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限）
受験資格について	いずれの職種も、次のいずれかに該当する者は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・白杵市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
その他	・原則時間外勤務はありませんが、選挙・イベント・自然災害時等に時間外勤務をお願いする場合があります。 ・営利企業等への従事（兼業）は可能ですが、届出が必要になります。

●別紙(市長部局)

	募集職種	応募資格・条件など	主な業務内容	勤務時間など	報酬(予定)	配属先
①	国際交流推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍を有する方 ・日本で就労可能な在留資格を有する方又は日本で就労可能な在留資格を取得見込の方 ※採用時、日本で就労可能な在留資格を有していない場合は、採用を見送ります。 ・JETプログラム(国際交流員)終了者または、JETプログラム(国際交流員)終了者と同等程度の能力(在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」を取得している、日本語能力試験N1以上の認定を受けている、など)を有し、日本語で日常的なコミュニケーションをとることができる方 ・英語について、現代の標準的な発音、リズム、イントネーションを身に付け、正確かつ適切に運用できる優れた語学力を有していること。また、論理的に文章を構成する力を備えている方 ・国内外に向けて電子媒体等で情報発信を行える方 ・パソコンの基本操作ができる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際レベルで取り組む食文化推進事業の企画・実施 ・その他国際交流関係事務の実施・補助(翻訳、通訳など) ・臼杵市役所の職員、市民に対する外国語教室又は異文化理解講座等への協力 ・市民の異文化理解のための交流活動(学校訪問を含む)及び外国人住民の生活支援活動への協力 など 	週5日、1日7時間以内 原則土日祝・年末年始 休み	月額233,000 円	産業観光課